

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条の3第2項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し（銃砲刀剣類所持等取締法等に違反した場合）
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の13（年少射撃資格の認定） 第11条の3第2項
処 分 基 準： 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 合 せ 先：生活安全部生活環境課銃砲刀剣類対策係 電話 03-3581-4321（内線 34151）
備 考：